

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 保険薬剤師の登録（保険課）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第五百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
森 岡 邦 充	鳥薬 一〇八六	平成十年七月二日
谷 本 由 紀 子	鳥薬 一〇八七	〃
原 志 保	鳥薬 一〇八八	平成十年七月三日
林 英 夫	鳥薬 一〇八九	平成十年七月十日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字大吹一四六二の三六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年一月二十九日 鳥取県指令都計三一二第十号

二 工区(第二工区)に含まれる地域の名称

米子市河崎字前川東、字古地前川東、字甚右衛門分、字彦左工門道西及び字古地夜見境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木五三八―一

株式会社地産

代表取締役 柳谷 中

東京都千代田区丸の内三丁目四―一

株式会社白石

代表取締役 白石孝誼

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】